

なかぐしくうどうん

中城御殿跡地整備検討委員会

【第2回】

第2回委員会：12月24日（金）10：00～

【資料6】管理運営体制（案）について

1. 管理運営の考え方
2. 管理運営体制（案）

1. 管理運営の考え方

- 首里城公園の管理区域は、①国営公園の有料区域（城郭内有料区域）、②国営公園の無料区域（城郭内無料区域）、③城郭外の県営公園区域に分類される。そのうち国営有料区域は、都市公園法第5条にもとづき国の管理許可を得て沖縄県が管理している。
- 沖縄県が管理する①国営公園有料区域、③県営公園区域については、指定管理者制度に基づく管理を行っている。中城御殿は、③県営公園区域（城郭外区域）内の新たな追加エリアとなることから、首里城公園内の一体的な管理運営と指定管理者制度の活用を前提とした管理体制の強化について検討を行う必要がある。

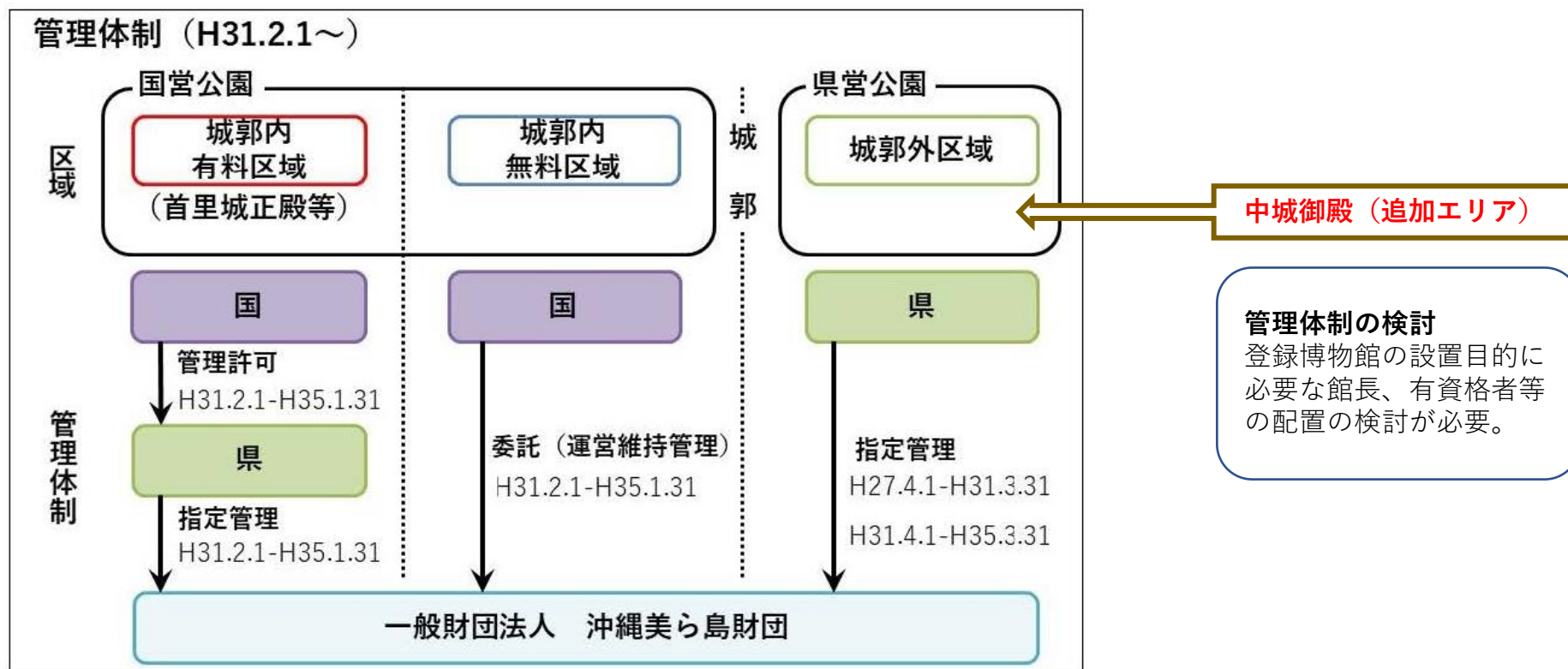


図 2.33：火災前の管理体制(平成 31 年 2 月 1 日～) (出典：沖縄県・沖縄美ら島財団提供資料をもとに作成)

出典：『首里城火災に関する再発防止等報告書』（令和 3 年 3 月、首里城火災に係る再発防止検討委員会）

2. 管理運営体制（案）

- 登録博物館や公開承認施設の条件によると、博物館の管理体制については、館長及び学芸員の設置、施設全体の防火及び防犯体制の確立などが示されている。現在の城郭内有料区域の管理条件においては、学芸員の同等の配置は位置づけられている。
- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日 文部科学省告示第165号）には、指定管理者を設置する際には「博物館事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上」を図ることが明記されている。
- 中城御殿においても、館長及び専門職員の配置、防火及び防犯の体制、事業の継続的かつ安定的実施の確保、事業水準の維持及び向上を担保するための体制づくりが必要**である。
- 首里城公園内で指定管理者制度を活用する場合においても、継続・安定的な管理運営が求められることから、**指定管理期間の期間（現行4年間）の課題など、制度運用について検討が必要**である。

中城御殿における職員配置の設定（案）

職種	人数	設定の考え方
館長職	1人	専門知識を持つ人材の配置
学芸部門責任者	1人	責任者1人、歴史2人、美術工芸2人(国営有料区域の展示を含めた共同管理を想定)
学芸員	4人	
教育普及・催事担当	1人	
博物館関連業務 小計	7人	
維持管理責任者(防災・警備含む)	1人	
事務担当	2人	首里城公園の管理状況を参考に、6人で設定
利用案内担当	4人	
公園維持管理業務 小計	7人	
合計	14人	
(委託)警備担当	6人	夜間は2人
(委託)設備担当	6人	夜間は1人

維持管理や監視等（警備・設備）の人員配置は、首里城公園全体の管理体制の検討を踏まえながら要調整

